

シ社長ニ提出セリ

B 要求ヲ提出シタルモノト行動ヲ共ニスル者漸次増加シニ
十一日ニハ男二百三名女四十名計二百四十三名ニ達シ

C 勞働者代表名井正志外二名ハ十九日社長カ「本社ヲ不安

ト思フ者アルナラハ去ワテ貰ヒタイ」ト放言シタリトテ
退社スヘシト提言シテ之ニ決定シ二十一日並外二名ノ重
役ニ會見

「吾カハ社長ノ言ニ基キ退社スルヲ以テ

一 退職平當トシテ六月分支給

一 信託預金即時支給

一 未拂賃金即時支給ハレタシ

ト要求セリ

D 二十二日職工代表ハ交渉状況ヲ一般ニ報告協議ノ結果正

ビ要求書ヲ提出スルニ決セリ

正名井正志外四名ハ二十二日午前十一時濱本郷迄曙町一六
小金井良精方ニ星社長ノ妻ヲ訪問シ職工ノ窮狀ヲ訴ヘ一
日ニ早ク賃金ヲ支給ハレタキ旨ノ傳言ヲ依頼平穩ニ引取
リタリ

F 二十三日午後三時別記(四)ノ如キ要求書ヲ提出シタルニ長
井重役ヨリ本日示セル整理案ヲ実行ニ急速支給ヲ為ス旨
答弁セリ

G 勞働者二百四十三名ハ二十四日ヨリ罷業ニ午前九時工場
構内稲荷山前ニ集合後業員有志大會ノ意義ノ下ニ別記(五)
ノ如キ決議ヲ為シ直ニ井上峯治外五名代表トシテ社長ニ
會見シ該決議文ヲ提出即時賃金支給ヲ要求シタルニ要領
ヲ得スレテ會見ヲ了リ參加勞働者全部社長室ノ隣室ニ集
合スレド一歌ヲ高唱シテ示威的行動ヲ執リタリ